

経済産業省

20230508資第13号
令和5年5月9日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第3号

2023年5月8日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山県富山市牛島町15番1号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長

社長執行役員 松田 光司

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および 実 施 期 間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

2023 年 5 月 5 日の石川県能登地方を震源とする地震により被害が生じたため、2023 年 5 月 5 日に石川県輪島市，珠洲市，鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2023 年 5 月 8 日以降、2023 年 5 月 5 日の石川県能登地方を震源とする地震による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2023 年 2 月 14 日届出。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの 2023 年 4 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、5 月、6 月および 7 月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を 1 か月間延長する。
（実施期間満了日：2023 年 9 月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
（実施期間満了日：2023 年 12 月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災地において、従量電灯 C，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2023 年 11 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：2023 年 11 月末日）

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2023 年 5 月 5 日の石川県能登地方を震源とする地震により被害が生じたため、災害救助法が適用されました。（下記地域に災害救助法が適用）このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2023 年 5 月 8 日以降、2023 年 5 月 5 日の石川県能登地方を震源とする地震による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2023 年 5 月 5 日

石川県輪島市 （いしかわけん わじまし）

石川県珠洲市 （いしかわけん すずし）

石川県鳳珠郡能登町（いしかわけん ほうすぐん のとちょう）

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

石川県羽咋郡志賀町（いしかわけん はくいぐん しかまち）

石川県鳳珠郡穴水町（いしかわけん ほうすぐん あなみずまち）

以 上

経済産業省

20230508資第10号

令和5年5月9日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 1 号

2023 年 5 月 8 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、2023年5月5日に石川県輪島市、珠洲市および鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2023年5月8日以降、2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年4月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、5月、6月および7月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2023年1月27日付け認可。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2023年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2023年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地

点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが**2023年11月末日**までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが**2023年11月末日**までに行なわれたときは、託送約款 73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、**2023年11月末日**までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが**2023年11月末日**までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および 66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

別添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等(2023年5月8日以降、2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。)において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2023年5月5日

石川県輪島市 (いしかわけん わじまし)

石川県珠洲市 (いしかわけん すずし)

石川県鳳珠郡能登町 (いしかわけん ほうすぐんのとちょう)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

石川県羽咋郡志賀町 (いしかわけん はくいぐんしかまち)

石川県鳳珠郡穴水町 (いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)

以 上

経済産業省

20230508資第7号
令和5年5月9日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

託 サ 第 2 号

2023 年 5 月 8 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2023 年 5 月 5 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、2023 年 5 月 5 日に石川県輪島市、珠洲市および鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等(2023 年 5 月 8 日以降、2023 年 5 月 5 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。)において、被災された当社の電気最終保障供給約款(2023 年 2 月 24 日付け届出。以下「最終保障供給約款」といい、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。)の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの 2023 年 4 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。)、5 月、6 月および 7 月の料金算定分の電気料金の支払期日を、最終保障供給約款 24(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、各々 1 か月延長する。

(有効期間満了日：2023 年 9 月〔満了日は検針日等により相違〕)

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款 15(最終保障電力 A)、16(最終保障電力 B)および 17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。

(有効期間満了日：2023 年 12 月〔満了日は検針日等により相違〕)

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 11 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：2023 年 11 月末日)

- 4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が 1 年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 11 月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：2023 年 11 月末日)

- 5. 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 15（最終保障電力 A）、16（最終保障電力 B）および 17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2023 年 11 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日：2023 年 11 月末日)

- 6. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 11 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：2023 年 11 月末日)

- 7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

2023 年 5 月 5 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2023 年 5 月 8 日以降、2023 年 5 月 5 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災されたお客さまに対し、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定に基づき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2023 年 5 月 5 日

石川県輪島市 （いしかわけん わじまし）

石川県珠洲市 （いしかわけん すずし）

石川県鳳珠郡能登町（いしかわけん ほうすぐんのとちょう）

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

石川県羽咋郡志賀町（いしかわけん はくいぐんしかまち）

石川県鳳珠郡穴水町（いしかわけん ほうすぐんあなみずまち）

以 上

経済産業省

20230508資第11号
令和5年5月9日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

託 サ 第 3 号

2023 年 5 月 8 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

2023 年 5 月 5 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、2023 年 5 月 5 日に石川県輪島市、珠洲市および鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災された当社の離島等供給約款（2023 年 2 月 24 日付け届出。以下「離島等供給約款」といい、当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの 2023 年 4 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、5 月、6 月および 7 月の料金算定分の電気料金の支払期日を各々 1 か月延長する。

（有効期間満了日：2023 年 9 月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：2023 年 12 月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 11 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：2023 年 11 月末日）

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 11 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2023 年 11 月末日）

5. 離島等供給約款[低圧用]の従量電灯 C, 時間帯別電灯, 高負荷率電灯, 臨時電灯 C, 公衆街路灯 B, 低圧電力, 低圧電力Ⅱ, 低圧季節別時間帯別電力, 臨時電力, 農事用電力およびホワイトプラン電力, ならびに離島等供給約款[高圧用]の業務用電力, 業務用季節別時間帯別電力, 高圧電力, 季節別時間帯電力, 臨時電力, 自家発補給電力 A, 自家発補給電力 B および予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては, 2023 年 11 月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日: 2023 年 11 月末日)

6. 被災されたお客さまの需要場所において, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で, その申込みが 2023 年 11 月末日までに行なわれ, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日: 2023 年 11 月末日)

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 離島等供給約款によるものとする。

以 上

別添

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災されたお客さまに対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2023年5月5日

石川県輪島市 （いしかわけん わじまし）

石川県珠洲市 （いしかわけん すずし）

石川県鳳珠郡能登町（いしかわけん ほうすぐんのとちょう）

以 上

経 済 産 業 省

20230509電委第5号

令和5年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年5月9日付け20230508資第13号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230509電委第4号

令和5年5月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年5月9日付け20230508資第10号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230509電委第2号

令和5年5月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年5月9日付け20230508資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230509電委第3号

令和5年5月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年5月9日付け20230508資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。